

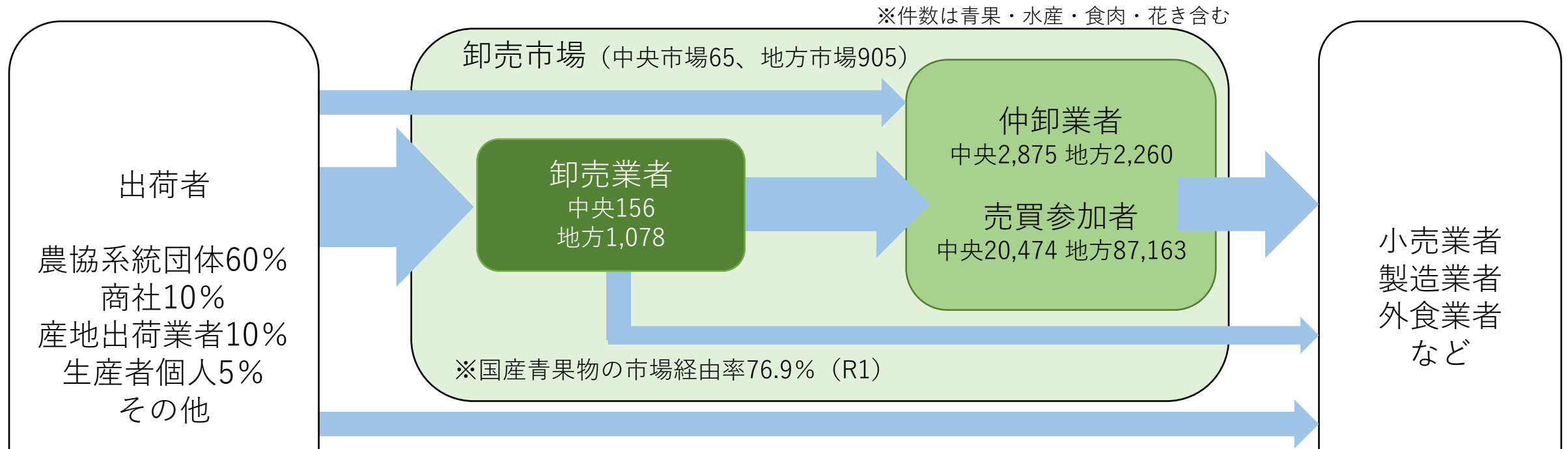
青果卸売会社の物流改善に向けた取組み

2023.3.30

全国中央市場青果卸売協会
(東京青果株式会社 中村岩生)

はじめに： 卸売市場流通の取引構造

- ・ 出荷変動が大きく日持ちしない多種大量な商品を、即時仕分け・相場形成・換金する「食のインフラ」。
- ・ 卸売会社は産地の代理人として受託販売を行う。市場法で受託拒否・差別的取り扱いは禁止されている。



【卸売市場の機能】

- ①集荷・分荷機能：全国各地から多種大量の物品を集荷するとともに、実需者のニーズに応じて迅速かつ効率的に必要な品目・量へと分荷。
- ②価格形成機能：需給を反映した公正で透明性の高い価格形成
- ③代金決済機能：販売代金の出荷者への迅速・確実な決済
- ④情報受発信機能：需給に係る情報を収集し、川上・川下それぞれに伝達

1. 農水省青果物流通標準化検討会と全中青協物流部会の取組み

(1) 農水省青果物流通標準化検討会（'21年9月～）

①検討事項

- ・パレット循環体制
- ・場内物流
- ・コード・情報
- ・外装サイズ・外装表示

②参加メンバー（※は特定の分科会のみ参加）

- ・出荷団体：全農、日園連、ホクレン
- ・卸売団体：全中青協、全青協、全青卸連（仲卸）
- ・物流事業者：全日本トラック協会
- ・※開設者団体：全中協
- ・※レンタルパレット：JPR、三甲リース
- ・※情報：食流機構、流通経済研究所

③今までの取組み

- ・青果物流通標準化ガイドライン作成
- ・産地、卸、開設者、量販店団体等への周知

(2) 全中青協物流部会（'21年10月～）

①検討事項

- ・青果物流通標準化検討会の情報共有と提言
- ・卸売会社としての物流問題への対応を協議

②参加メンバー

全国主要中央卸売市場の卸売会社20社
（札幌、仙台、千住、新宿、多摩、豊洲、大田、横浜、名古屋、京都、大阪、広島、福岡ほか）

③今までの取組み

- ・各市場における物流課題の共有と要望の整理
- ・優良事例の共有（EPARK、パレット管理等）
- ・レンタルパレット回収率の開示と課題共有
- ・物流課題への対応方針の協議

2. テーマ別取組み事例

(1) レンタルパレット普及

① 農水省との連携

- ・ '18年～ 農産物パレット推進協議会
- ・ '21年～ 青果物流通標準化検討会

② 産地との連携（全農ほか）

- ・ 各産地レンタルパレット導入事例が増加
選果場改修、外装規格の変更など
- ・ モーダルシフト、ストックポイント活用など
幹線輸送再編成の検討
- ・ '21年～ パレット管理システム開発検討

③ レンタル業者との連携（JPR、三甲リース他）

- ・ 輸送試験などの産地提案を展開
- ・ 各市場における回収率改善活動

④ 卸売市場の取組み

- ・ （全中青協）回収率と管理面の課題共有
- ・ （卸）積替え実施（人力、マテハン）
- ・ （卸）レンタル業者と連携した場内周知活動
- ・ （開設者）パレット運用ルールの検討開始



2. テーマ別取組み事例

(2) 場内物流改善

① 農水省との連携（青果物流通標準化検討会）

- ・ 開設者、運送事業者アンケート実施
- ・ 市場整備に関する作業部会

② 産地との連携（全農ほか）

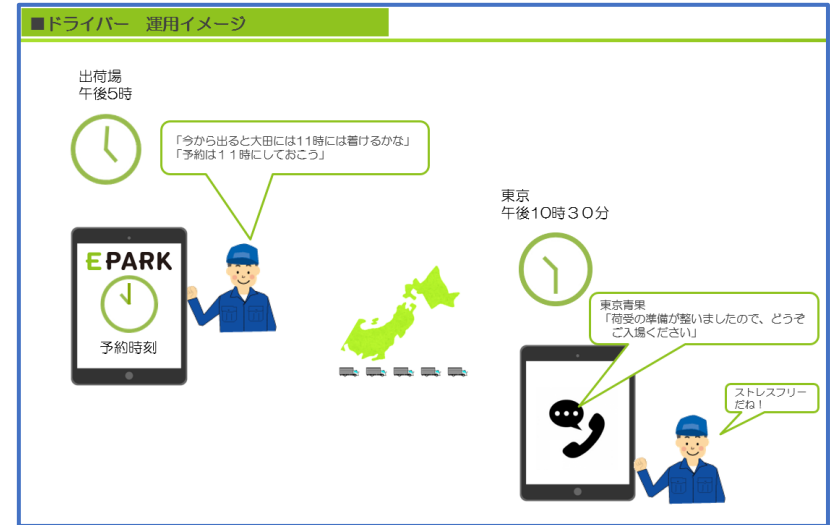
- ・ 運送事業者荷待ち時間調査と各市場ヒアリング

③ 市場の動き

- ・ (卸) 荷待ち時間対策
荷受け時間枠拡大、予約システム導入など
- ・ (開設者) 場内動線の協議・検討
市場整備に合わせた場内事業者との協議
コンサルによる調査（名古屋、神戸他）
周回道路の交通ルール見直し（大田）

(日本農業新聞2023年2月17日より)

○EPARKを利用した荷降ろし予約の導入



○場内動線のコンサルによる調査（名古屋市場場）



3. 着荷主への規制措置案に対する意見と要望事項

青果流通においても持続可能な物流構築は喫緊の課題であり、引き続き業界全体で改善して参りますが、規制措置案を青果卸売会社に適用することについては、下記の点について問題があると考えます。

- (1) 青果卸売市場の取引構造により、青果卸売会社は「調達」を行う「着荷主」に該当しない。
 - ・青果卸売会社は、産地からの「調達」ではなく「受託販売」をしている。受託拒否や差別的取扱いは、市場法により禁止されているため、着時間や積荷の様態は指定できない。
 - ・出荷変動の大きい生鮮食品を、公平公正かつ迅速に分配・相場づけ・換金するシステムが社会的に必要であり、結果として物流が合理化されているため、低い手数料率を実現できている。
 - ・施設整備や場内ルール作りは開設者（中央市場は地方公共団体）の所管するところが多い。
 - ・以上により、青果卸売会社は産地からの幹線物流や場内物流をコントロールできないため、改善に向けた努力・協力はするが、勧告・命令の対象となるような法的義務を負える立場ではない。
- (2) 青果卸売市場流通においては個社への目標設定や、勧告・命令を伴う規制措置はなじまない。
 - ・規制措置案は、発荷主、着荷主、物流事業者の個社ごとに目標を設定することとなっているが、物流をコントロールできない青果卸売会社に目標を設定しても部分最適の対策しか取れない。
 - ・青果卸売市場流通においては、発荷主、物流事業者、着荷主、顧客、開設者など、テーマごとに全体最適の解決策を検討する体制整備が効果的と考える。
 - ・特に、荷待ち時間や付帯作業の削減は、発荷主である産地と一体で進める必要がある。
- (3) 規制措置ではなく、ソフト面、ハード面をサポートして頂き、進めて行くことが適切ではないか。
 - ・ソフト面：上記検討体制の構築と国による継続的な推進状況のモニタリング
 - ・ハード面：トラック荷降ろし場所・待機場所、場内搬出入動線確保、レンタルパレット保管場所、納品回数を調整するための大型冷蔵倉庫の整備等